

飼い主のいない犬猫等を保護飼養し、新しい飼い主さん探しをされている方（団体）への支援について



さいたま市では、市内で飼い主のいない犬猫等を保護し飼養、譲渡活動を行っている団体や個人の方へ、一定の支援を行っております。

支援を得るには、書類の提出と審査を受ける必要がありますが、市が譲渡の活動を支援することで、少しでも動物愛護活動の手助けにつながり、飼い主のいない不幸な動物を減らすことができると期待しております。皆様のご応募をお待ちしております。

支援内容は、次のとおりです

- ・ 譲渡会場、PR会場の提供
動物愛護ふれあいセンター（桜区神田）
浦和駅東口駅前市民広場
- ・ 団体等のHPの紹介
（動物愛護ふれあいセンターHPによる）
- ・ 譲渡会開催チラシを市の施設へ配架

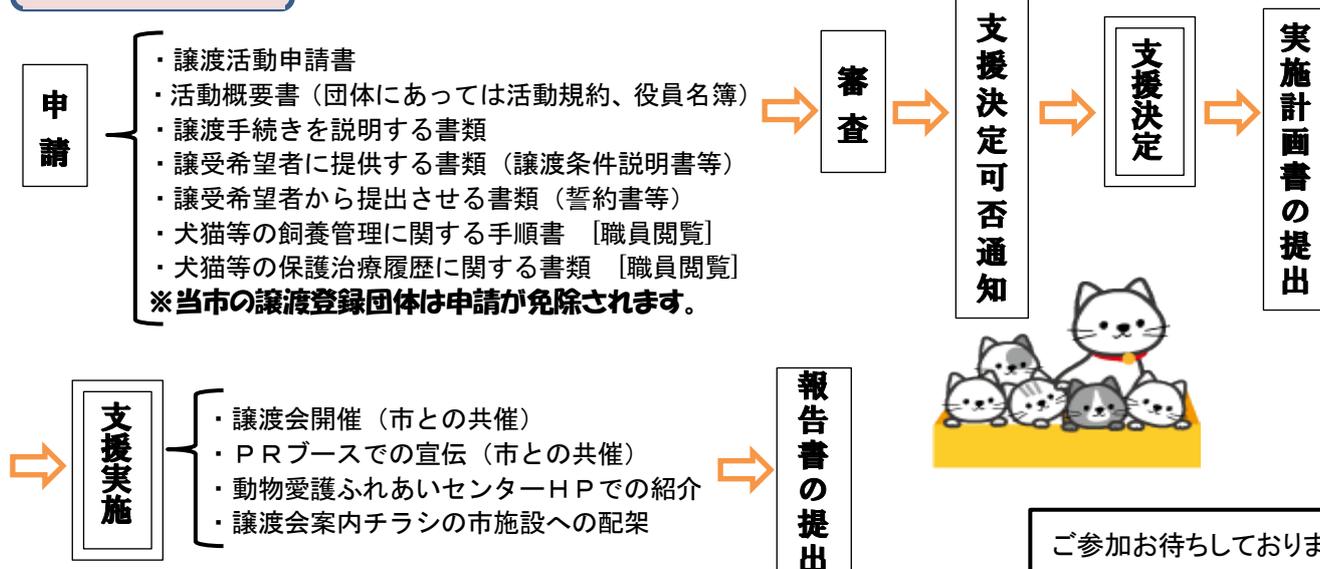
さいたま市内に保護・譲渡活動の拠点が
あり、非営利である団体
（個人）が対象です。



●支援を受けるには、以下のような要件があります。

- ① 保護及び譲渡活動の際は、動物の愛護及び管理に関する法律およびさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例等の関係法令を遵守していること。また、近隣住民の理解を得て活動を実施していること。
- ② 犬猫等を適正に飼養し、施設は適正に飼養できる環境を有すること。
- ③ 譲渡する犬猫は健康で人に慣れている等譲渡の適正があること。また譲渡する犬猫等の病歴や特性等を新たな飼い主に説明し、その承諾を得ていること。
- ④ 犬猫等を譲渡する条件に、適正飼養、終生飼養及び健康と安全の保持、犬では狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射の実施、猫では室内飼養及び不妊去勢手術の実施を課していること。

支援実施の流れ



ご参加お待ちしております

○問い合わせは

さいたま市動物愛護ふれあいセンター さいたま市桜区神田950-1
TEL 840-4150 FAX 840-4159 E-MAIL dobutsu-aigo@city.saitama.lg.jp

